インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症「療養解除届」について(お願い)

日ごろより、保育園の運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に5類に位置付けることになり、 出席停止期間の基準が定められました。これまでどおり療養期間を経て登園するにあたり 医療機関が発行する証明書等を求めないこととなっており、登園を再開する際は保護者に 「療養解除届」の提出をお願いすることとなりました。この「療養解除届」は季節性イン フルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に対応するものです。

園児が健康で安全な状態で保育を受けるために感染症の流行を予防することは重要なことから、お手数をおかけしますが皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 「療養解除届」は園にあります。市のホームページからダウンロードもできます。
- 2 発症日以降、検温及び体調確認し、用紙裏面の出席停止期間の基準を満たすことを確認したうえで、再登園する際には表面の記載事項を記入し、園に提出してください。
- 3 診断時、医師から再度受診の指示があった場合は、それに従ってください。